新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、労働基準監督署への届出や申請は、電子申請を利用しましょう！

労働基準監督署に来署いただかなくても手続できます

労働基準法や最低賃金法に定められた手続については、労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、電子政府の総合窓口「e-Gov」から、電子申請の利用が可能です。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、多くの方が利用される労働基準監督署の窓口での届出・申請は避け、電子申請の利用を推奨します。

電子申請が直ちに利用できない場合は郵送による届出・申請も可能です。

届出・申請可能な主な手続

労働基準法に定められた届出など	**●時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）** **●就業規則の届出** **●１年単位の変形労働時間制に関する協定届**　など
最低賃金法に定められた申請など	**●最低賃金の減額特例許可の申請**　など

※　e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

簡単・スマートに申請可能です

○　インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続ができます。
○　大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

導入も簡単です

○　マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカードなど」といいます）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。
※　ＩＣカードリーダライタ（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要です。
○　労働基準法や最低賃金法に基づく届出や申請について、社労士が提出代行を行う場合、提出代行に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略することができます。

令和２年３月から、36 協定・就業規則の本社一括届出の手続方式が変更され、36協定は最大30,000事業場、就業規則は最大2,500事業場について一度に申請可能になりました。
※　申請ファイルには、ファイル数99個、１ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

電子申請の具体的な利用方法は裏面をご確認ください

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

電子申請の方法

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。

○　ホームページは

⇒　e-Gov　検索

を検索してください。

電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、　e-Gov 事前準備　検索　を検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下の問合せ先にご相談ください。

①：事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

電子政府利用支援センター

■電話番号：050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)
　　050-3822-3345 (通話料金はご利用の回線により異なります。)

■受付時間：4～7月　平日　午前9時から午後7時まで
　　土日祝日　午前9時から午後5時まで
　　8～3月　平日・土日祝日　午前9時から午後5時まで

②：各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

○ **【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】**

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

③：電子申請の手続きや事前準備

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「 e-Gov（イーガブ）」でご利用いただけます。

https://www.e-gov.go.jp/

④：労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ **ホームページは「労基法等　電子」で検索！**　⇒　労基法等　電子　検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html

○ **【厚生労働省ホームページの進み方】**

「ホーム」＞「政策について」＞「分野別の政策一覧」＞「雇用・労働」＞「労働基準」＞「事業主の方へ」＞「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

（R２．４）